



生かそう6万6千票



投票日は 2月9日(日)

東京都知事の辞任に伴う東京都知事選挙は2月9日(日)に投票が行われます。この選挙は明日の都政を託す人を選ぶ大事な選挙です。市内の有権者およそ6万6千人の想いを都政に届けるために、貴重な選挙権を無駄にしないで、必ず投票しましょう。

投票できる方

あきる野市の住民基本台帳に登録されている平成26年2月10日までに生まれた方で、次の要件を満たしている方です。

- ・以前からあきる野市の選挙人名簿に登録されている方
- ・平成25年10月22日までにあきる野市に転入届をした方で、平成26年1月22日現在引き続き居住している方
- ・平成25年10月23日以後に都内の市区町村からあきる野市に転入届をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、あきる野市の証明書を

(住民票の写しなど)を持参し、前住所地の投票所で投票してください。

都内の他の市区町村へ転出した方

あきる野市の選挙人名簿に登録されている方で、平成25年10月23日以後、都内の市区町村へ転出した方は、あきる野市で投票してください。この場合は、引き続き都内に住所があることが必要となります。この証明書は、転出先の市区町村の市民課などで、無料で交付していますので、あらかじめご用意ください。

東京都知事選挙



2月の市税の納期

○国民健康保険税 第8期

市区町村を単位に2回以上住所を移した方は、投票できません。

投票日前に都外へ転出した方は、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方でも、投票できません。

市内で住所が変わった方

市内で平成25年12月27日までに転居届をした方は、新しい住所の投票所で、また平成25年12月28日以後に転居届をした方は、転居前の住所の投票所で投票してください。

不在者投票

投票日当日に出張などで市外に滞在している方、入院中や老人ホームなどに入所している方で、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方は、不在者投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票所へ行けない方は、その事由等を入場整理券裏面の宣誓書に記載することで、期日前投票を行うことができます。入場整理券をお持ちでない方でも、期日前投票所に備え付けの宣誓書に記載していただくことで投票することができます。

場所・期間・時間
・市役所1階コミュニケーションホール：2月8日(土)まで 午前8時30分～午後8時
・五日市出張所2階第1研修室：2月6日(木)～8日(土) 午前8時30分～午後8時
どちらの場所でも期日前投票

ができます。

投票所入場整理券

1月23日の告示日以降、郵送しました。入場整理券を紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

代理投票

投票する際に体が不自由なため、自分で投票用紙に記載することができない場合は、係員の補助による代理投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。

投票所が変わります

第19投票所が戸倉財産区会館から戸倉会館に変わります。
・投票区(投票所)：第19投票区(戸倉会館)
・区域：戸倉全区域と乙津2596番地から2607番地まで

選挙当日の投・開票

投票
・日時：2月9日(日) 午前7時～午後8時
場所：市内各投票所
開票
・日時：2月9日(日) 午後9時から
場所：秋川体育館

投・開票日の問合せ

特設電話：550・6883(に)ご連絡ください。

問合せ 選挙管理委員会事務局